



## Go To トラベル事業（地域共通クーポン）について

Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱店舗の登録が9月8日より開始となりました。詳細は公式HPをご確認ください。

### ○地域共通クーポンの概要

旅行代金の15%相当額（上限6,000円）を地域共通クーポンとして旅行者に配布。旅行者は旅行日程期間内に宿泊地（目的地）の属する都道府県または隣接する都道府県に所在する取扱店舗で商品券として利用可能。

制度開始日：令和2年10月1日（木）

### ○対象事業者

土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関等

### ○登録申請方法

- ①公式ホームページで申請
- ②郵送で申請

### ○申請期間

令和2年9月8日（火）～随時受付

※9月15日（火）までに申請した事業者については制度開始日の10月1日までに必要備品等（スターターキット）が届きます。

### ○問い合わせ先

Go To トラベル事業コールセンター（受付時間10時～19時・年中無休）

0570-017-345

03-6747-3986（IP電話の場合）

### ○注意事項

飲食店の登録にはGo To Eatに登録していることが必要です。Go To Eatの登録が完了するまで地域共通クーポンの取扱店登録は保留となります。

<飲食店の登録スキーム>

地域共通クーポンの取扱店登録申請→保留通知→Go To Eat 登録申請→Go To Eat の登録通知→地域共通クーポンの取扱店登録でGo To Eat の登録証明書類を提出→地域共通クーポンの取扱店登録完了

※上記は現在の最短での登録例。Go To Eat の登録後に地域共通クーポンの取扱店登録申請でも可能。

（公式HP）

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>